

表Ⅱ.2.3(1) 旧ガイドラインにおける公害問題に係る項目別解説書（例）

「運輸交通一般」

項目	18. 大気汚染 Air pollution
内容	車両や工場からの排出ガスによる汚染
発生の要因	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工事機械、車両の稼働に伴う排出ガス、粉じんの発生 2. 供用時の通過交通や航空機の運航による排出ガスの発生 3. 空港施設等における給油時の燃料漏れ
起こりうる環境影響	<ul style="list-style-type: none"> 1. 排気ガスや粉じんにより大気が汚染され、地域住民の健康への影響が生じる。 2. 周辺に生息している動植物への影響が考えられる。 3. 大量に排出ガスが発生する場合にはNO_x、SO_x等が酸性雨、CO₂等が地球温暖化に寄与する。 4. 有害危険物質を取扱う場合、有害ガスの発生もありうる。
評定に役立つ要素	<ul style="list-style-type: none"> 1. 病院等の清浄な空気を要する施設があれば、配慮をする。 2. 未舗装路が多い場合、粉じんの発生が多い。 3. 燃料その他の有害物質、特に揮発性の物質を貯蔵、取扱いする場合、注意をする。
対策等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 粉じん発生を抑える工法、工事時期の検討 2. 有害危険物質の適切な管理 3. 施工計画の見直し
関連する調査	<ul style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染規制基準 2. 住民、公共施設等の分布状況 3. 動植物の生息状況調査

- 54 -

出典：JICA開発調査環境配慮ガイドライン（XII 運輸交通一般）、1994年1月